

商 サ 第 8 3 2 号

平成 2 4 年 1 1 月 2 8 日

株式会社ベルク

代表取締役 原島 功 様

埼玉県知事 上田 清司

大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の規定に基づく意見について（通知）
このことについて、下記のとおり通知します。

記

1 対象の届出

- (1) 届出者 株式会社ベルク
代表取締役 原島 功
- (2) 届出日 平成 2 4 年 5 月 1 1 日
- (3) 届出内容 大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定による届出（新設）
- (4) 名 称 （仮称）ベルク深谷店
- (5) 店舗所在地 深谷市東方 3 丁目 3 5 番地外

2 意見の有無及び内容

意見なし

3 附帯意見

安全で円滑な道路交通を確保するため、店舗開店後においても、交通管理者、道路管理者など関係機関との協議を継続し、周辺地域の実状に応じて適切な対策を講じること。